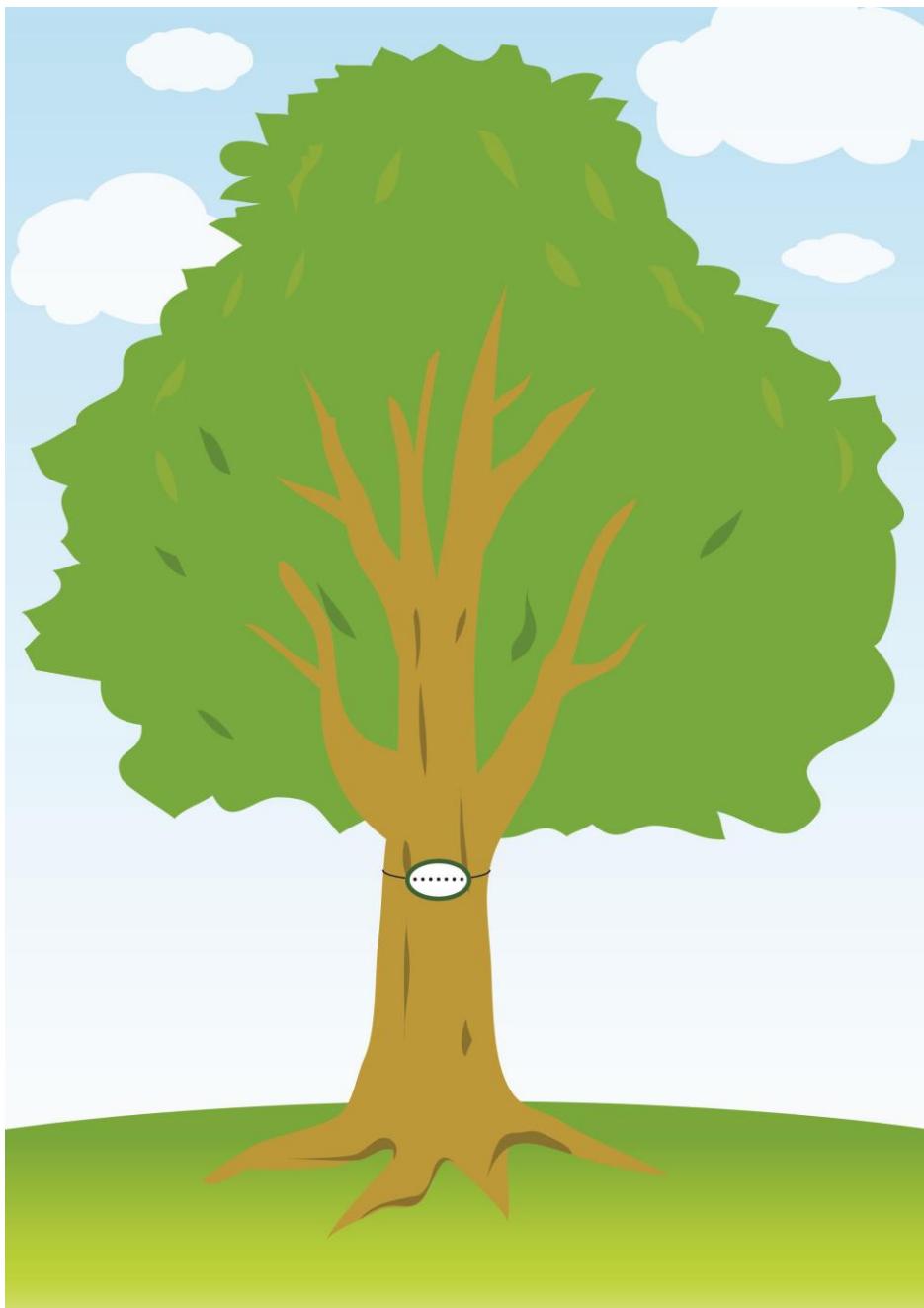


保護樹木・樹林助成制度のご案内

令和6年度改定版



港 区

■保護樹木・樹林等とは

港区では、区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、民間所有の樹木・樹林で、所有者または管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当する樹木・樹林・生垣を「保護樹木・保護樹林等」として指定するものです。

■保護樹木等の指定基準

申請に基づいて、樹木が健全で、かつ下記の基準を満たすものを保護樹木等として指定します。

区分	指定基準
	適切に維持管理され、適正な生育状態にある保護すべき樹木等として、次のいずれにも該当すること。 イ 幹、太枝等に著しい損傷がなく、腐朽又は枯死した部分が認められないこと。 ロ 本来の樹形を欠くことなく、自然樹形又は適切な剪定によりその樹木としての樹形が保たれていること。 ハ 傾斜地に斜めに生え、又は根元が洗堀されている等倒木のおそれがある状態ないこと。 ニ 敷地境界際に生えていないこと。 ホ 日照、落葉等について近隣に配慮した維持管理がされていること。 ヘ 環境省ホームページ「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されていないこと。 ト 港区ビル風対策要綱の対象事業にあたる場合、防風植栽でないこと。 チ 樹木等の存在する地盤が自然地盤であり、構造物上部、建築物上部等の人工地盤でないこと。
樹木	・地上1.2mの高さにおける幹周りが1m以上のもの ・株立ちした樹木(一株の根元から複数の幹が出ているもの)で高さ3m以上のもので、地上1.2mの高さで、各幹の周囲の合計に0.7を乗じた数値が1m以上となるもの ・つる性樹木は枝葉面積20m ² 以上のもの
樹林	・面積200m ² 以上のもの
生垣	・樹木の高さが1.5m以上であること ・長さが20m以上であること ・道路(一般の通行に供されている私道を含む)に面する等、公衆の見やすい場所に造成されていること

※既に、文化財や史跡等の指定を受けているものは、申請対象になりません。

指定された場合には保護樹木には標識（プレート）を取り付けます。

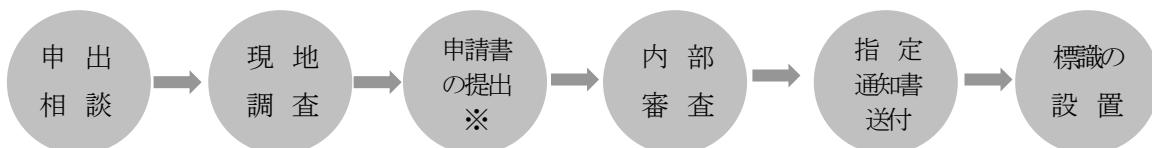
標識（プレート）は、15センチ×20センチのアルミ板に樹種名等を標記します。なお、保護樹林保護生垣の標識は、これとは異なるものになります。

設置した標識が紛失・破損した場合はご連絡ください。



■保護樹木等の指定の手続き

指定を希望する場合は、各総合支所まちづくり課まちづくり係までご連絡ください。



※所有者が複数の場合：

管理組合の代表者名で申請してください。また、保護樹木等指定に関する理事会の議事録の写しを添付してください。

管理組合がなく所有者が複数いる建築物については、所有者全員の同意書を添付してください

■保護樹木等の支援制度

助成金の支給

指定された次年度より、助成金支給の対象となります。

保護樹木等の維持管理にかかる費用の一部を助成します。限度額は合せて7万円までです。助成金は年に1回、年度末に支給します。

区分	年間助成金額
樹木	<ul style="list-style-type: none">・樹木1本当り： 7,500円(つる性植物)・20m²以上、30m²未満：一律 3,000円・30m² 4,000円・30m²を超えるもの 30m²を超える20m²ごとに1,000円を4,000円に加算した額
樹林	<ul style="list-style-type: none">・200m²以上 1,000m²未満： 40,000円・1,000m²以上 2,000m²未満： 50,000円・2,000m²以上 3,000m²未満： 60,000円・3,000m²以上： 70,000円

生 壇	<ul style="list-style-type: none"> ・延長20m 10,000円 ・20mを超えるもの 20mを超える5mごとに2,000円を10,000円に加算した額
-----	---

【参考事例】

保護樹木5本と保護樹林1,500m²を所有している場合→7,500円×5本+50,000円=87,500円となりますが、70,000円が限度額なので、7万円を1年間の助成金として支給します。

賠償責任保険の加入

区は保護樹木について「樹木損害賠償責任保険(対物)」に加入しています。万が一、保護樹木・樹林が原因で第三者に被害を与えた場合には、速やかに各地区総合支所まちづくり課まちづくり係に連絡してください。保険が適用できる場合があります(自然災害は除きます)。

樹木医による専門相談

指定された保護樹木等の管理に関する相談は、各地区総合支所まちづくり課まちづくり係までご相談ください。必要に応じて、樹木医が無料で派遣され専門的な相談を受けることができます。

■所有者・管理者の責務

保護樹木等の管理責任

保護樹木・樹林助成制度は、保護樹木等の所有者・管理者に日常維持管理の費用の一部助成を行う制度です。

保護樹木等は、個人・法人の財産になりますので、所有者・管理者の責任において適切な管理(剪定・病虫害の発見・消毒・殺虫剤散布等)を行ってください。また、移植や伐採等の決定権は所有者・管理者にあり、その費用負担も所有者・管理者が負うことになります。

異動届の提出

所有者の変更や所有者住所変更等があった場合には、現在の所有者の方がからの「保護樹木・樹林異動届」の提出が必要ですので、各総合支所まちづくり課まちづくり係までご連絡ください。

■保護樹木等の指定解除

樹木が枯れたり、やむをえない事情で伐採することになった場合、また、土地の売却等により保護樹木・樹林の指定を解除する場合には、「保護樹木・樹林指定解除申請書」の提出が必要です。

伐採の場合には、伐採前に「伐採届」の提出が必要です。倒木の恐れがある等、至急伐採を行う場合はご相談ください。

「保護樹木・樹林指定解除申請書」については各総合支所まちづくり課まちづくり係へ、「伐採届」については環境課緑化推進担当へご連絡ください。

■特別保護樹木・樹林

区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木・樹林について、「特別保護樹木・樹林」として指定するものです。対象となる可能性がある樹木等については、所有者等の方に個別にご連絡します。

■特別保護樹木等の指定基準

保護樹木等のうち、下記の基準を満たすものを特別保護樹木等として指定します。

区分	指定基準
	<ul style="list-style-type: none">・ 所有者等が将来にわたって保全する意思を有していること。・ 地域の住民がみどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めていること。・ 歴史的、文化的及び自然的な価値を有していること。
樹木	<p>生育状況が良好で、長期的に良好な生育環境にあるものとして次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 幹及び枝に損傷、枯死、腐朽等がなく、全体的に良好な生育状態にあること。</p> <p>ロ 樹種本来の樹形で、かつ、良好な樹形が保たれていること。</p> <p>ハ 樹木全体が敷地内に収まり、かつ、十分に成長するスペースがあること。</p> <p>ニ 植栽基盤が十分確保され、根が張るスペースがあり、踏圧から保護されていること。</p> <p>ホ 周辺の建築物、構造物等と干渉せず、近隣への落葉、日照阻害等の懸念がないこと。</p> <p>ヘ 区民等が直接的又は間接的に樹木を見ること</p>

	ができること。
樹林	<p>生育状況が良好で、長期的に良好な生育環境にあるものとして次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 林内の主要な高木が、健全又は健全に近い生育状態であり、枯損木又は危険木がないこと。</p> <p>ロ 幹又は太枝の枯死、腐朽等がなく、木材腐朽菌、根株腐朽菌等に罹病している樹木がないこと。</p> <p>ハ 落葉、日照阻害並びに枝、葉及び根の越境等、隣接地へ悪影響を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ニ 剪定、下枝処理、落ち葉処理等が行われていること。</p> <p>ホ 建築限界に枝が張り出し、高圧線等に枝が接すること等がないこと。</p> <p>ヘ 生態系に被害を及ぼすおそれがある種が繁茂していないこと。</p> <p>ト 区民等が直接的又は間接的に樹林内の状況を見ることができること。</p>

■特別保護樹木等の支援制度

助成金の支給

特別保護樹木等の維持管理にかかる費用の一部を助成します。助成金は年に1回、年度末に支給します。

区分	年間助成金額
樹木	・樹木1本当り： 15,000円
樹林	・200m ² 以上1,000m ² 未満： 80,000円 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満： 100,000円 ・2,000m ² 以上3,000m ² 未満： 120,000円 ・3,000m ² 以上： 140,000円

■問合せ先

保護樹木等に関するお問合せ

芝地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係	電話	03-3578-3104
麻布地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係	電話	03-5114-8815
赤坂地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係	電話	03-5413-7038
高輪地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係	電話	03-5421-7664
芝浦港南地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係	電話	03-6400-0017

伐採届、特別保護樹木等に関するお問合せ

環境リサイクル支援部 環境課 緑化推進担当	電話	03-3578-2330
		03-3578-2331